

平成11年1月1日施行
平成14年5月1日改正
平成17年4月1日改正
平成31年2月1日改正

船橋市ホテル等審議会委員の委嘱に関する基準について

1. 目的

この基準は、船橋市ラブホテルの建築規制に関する条例第10条に規定する船橋市ホテル等審議会の委嘱に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 構成

(1) 委員は、10人以内とする。

ア. 充職

◆ 船橋市小学校長会会長又は船橋市中学校長会会長の1人。ただし、やむを得ない場合については、会長の指名する者

◆ 船橋市PTA連合会会長1人。ただし、やむを得ない場合については、会長の指名する者

イ. 原則として、次の分野から各々1人

・ 司法、建築、青少年、文化、地域団体、経済

(2) 委員は、市長が委嘱する。

3. 委嘱期間

委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4. 委嘱の要件（充職を除く。）

(1) 人格、見識、ともに高く、社会の実情に熟知していること。

(2) 各分野において学識経験を有していること。

(3) 心身ともに健康な者。また、市長が特に必要と認めた者。

5. 報酬

「非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する規則」の規定に基づき、支給するものとする。

6. 災害補償

「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」の規定に基づき、補償するものとする。